

松山市特別用途地区建築条例の一部改正（案）の概要

■改正の経緯

本市では、中心市街地での都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき、第3期松山市中心市街地活性化基本計画の認定を令和2年10月に受ける予定ですが、内閣総理大臣は、当該計画の認定に当たって、特別用途地区等の活用により、準工業地域の大規模集客施設の立地の制限が行われることを条件としています。

この条件を満たすためには、本条例で定めている大規模集客施設の立地の制限に関し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「劇場、映画館、演芸場、観覧場」と同様の扱いとなっている「ナイトクラブ（照度10ルクス超）その他これに類する用途で政令で定めるもの」を追加する必要があることから、本条例の一部を改正します。

■条例で規定する事項

本条例では、次の事項（下線部が追加事項）を制限します。

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、 <u>ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定めるもの（※1）</u> 又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの（※2）

※1 建築基準法施行令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）

※2 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（か）項に掲げる建築物を記載